

請求に心当たりのないハガキやメールに注意しましょう!

事例1:「総合消費料金(又は消費料金)に関する訴訟最終通告のお知らせ」のハガキが法務省から届いた。あわてて連絡先に電話をし、相手から言われた「支払番号」にて弁護士費用(又は訴訟取り下げ費用)をコンビニのレジで支払った。

→裁判所からの通知は本人に手渡しを原則とする「特別送達」で配達されます。ハガキで来ることはありません。

事例2:大手通販サイトの名前でメールが届き「未納料金を一旦払えば返金される」と言われ、プリペイドカードを購入してカード番号を伝えてしまった。

→大手通販サイトなど実在の事業者を騙った消費者をだます手口です。

消費生活センターからのアドバイス

身に覚えのない、また内容が明記されていないような請求には、決して電話を掛けたり、応じたりしてはいけません。困ったときはすぐに消費生活センターにご相談下さい。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

松伏町商工会からのお知らせ

経営革新計画セミナー ～経営の見直ししてみませんか?～

■日時/7月13日(金)午後6時～8時 ■場所/松伏町商工会館2階大会議室(松伏町田中2-4-8)

■対象/経営者・後継者等 ■定員/30名 ■費用/無料

■講師/(株)ローカルカンパニー 代表取締役 伊藤隆光氏(中小企業診断士)

■主催・後援/松伏町商工会、松伏町商工会青年部 ■問合せ/松伏町商工会 ☎048-992-1771

※詳細は松伏町商工会ホームページをご覧ください。☐<http://www.ma224.net/>



問合せ:教育文化振興課 ☎991-1873/企画財政課 ☎991-1815

人権それは愛

何がちがうの?

わたしが三年生の時、「バカ」や「キモ」などと、悪口を言われている人がいました。ある日、その悪口を言われている人が、相談してきました。それは、「どうして、わたしだけ、悪口を言われるの?」と、相談されました。わたしはどうしてなのか、考える事にしました。

しばらく考えていると、ある、ぎ問が、うかんできました。「わたしとどの何がちがうんだろう。」次の日、学校でどこがちがうのかよく見る事にしました。

その結果ある事に気がつきました。それは、「あまり勉強がとく意ではない。」ということです。なぜかという発表をあまりしない事と、音読がとともゆっくりだという事です。でも、なぜだろうと思いました。

どうしてだろうと思ったのは、「勉強がとく意ではない人はたくさんいるのに、どうしてあの子じゃなきゃいけないのだろう」と。そして春休みが始まって、四年生になりました。

ある日、今までの事を全部、悪口を言われている子に言うことにしました。今までの事を聞いた子は、こん

な事を言いました。「学校に行きたくない。」と言いました。わたしはこのままだと本当に休んでしまうと思えました。なので必死に言いました。

「わたしがついているからね。」と言いました。するとその子は、ニコツとして、「うん!」と答えました。次の日、わたしは、勇気をもって、言ってみることにしました。悪口を言っている人に「やめなよ」と。

でもその日は、きんちょうして言えませんでした。次の日、勇気を出して言うことができました。

なにか言ってくると思ったら「うん」と返事をしてくれました。「もうしないよ」とも言ってくれました。このことを、悪口を言われている子に言うと、次の日からニコニコして学校に来てくれました。

このような思い出がわたしは、いっぱいあります。また、こまっている人がいたら、助けてあげたいと思います。

平成24年度人権作文集 第19集 「こころ」より

広告

